

判決年月日	平成 2 2 年 1 月 2 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）10265号		
○「振動型軸方向空隙型電動機」の発明に係る特許の進歩性の判断に誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

本件は、「作業用アームレスト」の特許（本件特許）に係る発明（特許第 2 1 3 4 7 1 6 号，本件発明）における無効審決（無効 2 0 0 8 - 8 0 0 1 5 4 号）に対する取消訴訟である。

被告は，本件特許を無効にすることを求めて審判請求をしたところ，特許庁は，本件特許を無効とするとの審決をした（前審決）。これに対し，原告らは，当裁判所に対して上記審決を取り消すことを求めて訴訟を提起した（当裁判所平成 2 1 年（行ケ）第 1 0 0 1 7 号）のに対し，原告らは，特許庁に対し訂正審判を請求し（訂正 2 0 0 9 - 3 9 0 0 1 8 号），当裁判所に対して特許法 1 8 1 条 2 項所定の決定を求めたところ，当裁判所は，上記規定により前審決を取り消すとの決定をした。

特許庁は，原告らが上記訂正審判請求において提出した訂正明細書を特許無効審判における訂正の請求とみなして（特許法 1 3 4 条の 3 ），審理の上，「訂正を認める。特許第 2 1 3 4 7 1 6 号の請求項 1 に係る発明についての特許を無効にする。」との審決をした。これに対し，原告らが本訴を提起した。

審決は，本件発明は，実願昭 4 7 - 4 3 6 3 9 号（実願昭 4 9 - 4 1 0 8 号）のマイクロフィルム（甲 1。刊行物 1）記載の発明（甲 1 発明）及び特開昭 5 5 - 1 2 2 4 6 7 号公報（甲 3。刊行物 2）記載の発明（甲 3 発明）に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものであり，特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができないから，本件特許は，特許法 1 2 3 条 1 項 2 号に該当し無効とすべきであると判断した。

本判決は，以下のとおり，審決の上記進歩性の判断は誤りであるとして，審決を取り消した。

(1) 刊行物 1 の第 4 図によれば，切り欠ぎ部と対称の位置にあり電機子の軸方向における両側面に他の部材 7（錘）を取り付けることが開示されているのみであり，環状のコアレス電機子コイルの内側に錘を入れることについては記載も示唆もないし，コイルの内側に錘を配置することが本件発明を含む軸方向空隙型電動機の技術分野で周知の技術的事項であると認めるに足る証拠はない。また，径方向空隙型電動機である甲 1 発明から軸方向空隙型電動機である本件発明を想到するに当たって，甲 1 発明において径方向空隙型を軸方向空隙型に変更したことに伴い，甲 1 発明における錘の配置位置を軸方向から径方向に変更した場合は，電機子の軸方向の側面に代えて電機子の径方向の側面

に 錘を配置することとなり、これは電機子の外周に錘を設けることとなるから、当業者において電機子コイルの環の内側に錘を入れることを想到させるものではない。

さらに、前記刊行物 2 の記載によれば、軸方向空隙型電動機である甲 3 発明において、その電機子に対して厚みのある部材を付加することは排除されるべき技術的事項であって、たとえ甲 1 発明に不平衡荷重効果を増大させるための部材を取り付けることが開示されているとしても、不平衡荷重効果を増大させるような部材は、一般に密度が高く所定の厚みを有するものであるし、また、電機子巻線の近傍にこのような部材を配置することは、従来行われてきた加圧成形等の妨げにもなり得る。したがって、甲 1 発明の電動機の各構成要素を、軸方向空隙型電動機である甲 3 発明の構成のものに改変したもののにおいて、電機子に錘となる部材を取り付けることを想到することは困難であるというべきである。

(2) 被告は、甲 3 発明の電機子コイルでは、電機子コイルの外周部分とコイルの環の内側に空間があるから、その空間に錘を取り付けることは容易に想到し得ると主張する。

しかし、被告の主張は失当である。すなわち、前記刊行物 2 の記載によれば、第 7 図 (b)、第 17 図 (b) 及び第 20 図 (b) において複数のコアレス電機子コイルを回転中心を基準に片寄らせて配置されているところ、かかるコイルを重ねて偏らせて配置した場合には、環状の電機子コイルの環の内側に他のコイルの半径方向の部分が位置することとなる。電機子コイルの環の内側に空間が存在するとしても、その空間は平面視で他のコイルの半径方向の部分で狭められたり区切られたりすることとなるので、かかる空間に不平衡荷重の効果を増大するための質量の大きい部材を配置することは容易には想到し得ないというべきである。被告の主張は理由がない。

(3) したがって、甲 1 発明の電動機の各構成要素を、軸方向空隙型電動機である甲 3 発明の構成のものに改変した場合において、不平衡荷重効果を増大するための手段として、複数個の電機子コイルの少なくとも 1 個の電機子コイルの環の内側に錘が入れられている構成を採用することは、前記のとおりコアレス電機子コイルの内側に錘を取り付けることについて刊行物 1 に記載も示唆もなく、また本願の出願時において周知の技術的事項であるとも認められない以上、当業者において容易に想到し得るものということとはできない。審決の相違点 5 に対する容易想到性の判断は誤りである。